「なぜいけない?二重国籍」 ブルース・L・バートン 2007.6.15 放送

今回は、「二重国籍」というテーマについてお話ししたいと思います。二重国籍とは、つまり一人の人間が同時に二つの国籍をもつことです。二重国籍は、日本の法律では、原則として認められていません。しかし、これから述べますように、新しい国際化の時代に対応するためには、日本でもこの二重国籍について、法改正を含め、再検討する時期に来ているように思います。

日本では国籍の問題について議論するときは、すぐアイデンティティとか愛国心を中心とする政治的な話になります。私の母国アメリカでも似たような議論がありますので理解できる部分もありますが、今はそういう従来の見方から一旦離れて二重国籍のメリットとデメリットを客観的に比較するという現実的な観点からこの問題を考えてみたいと思います。

本題に入る前に、まず国籍そのものの取得について考えてみましょう。視聴者の多くの 方は日本国籍を持っていると思いますが、それは日本の場合、国籍法で、子供は親と同じ 国籍を持つ資格があると定めているからです。国籍は親から子供へ受け継がれるというこ の考え方を血統主義と呼びますが、日本だけではなく、多くの国の国籍法で採用されてい ます。

一方、親の国籍とは関係なくその国に生れたかどうかを基準にして国籍を与える国もあります。これを出生地主義と言いますが、たとえばアメリカでは、親がアメリカ人だからアメリカ人になるということもありますが、親が外国人でも、アメリカに生まれたという事実だけで米国籍を取得することが可能です。

ではどういう状況で二重国籍が生じるかというと、国際結婚をする場合がそうです。つまり産まれてくる子が、血統主義の原理により、両親のもつ二つの国籍を与えられるケースです。もう一つよくあるのは、外国籍のカップルがアメリカのような出生地主義の国に行って子供ができる場合です。この場合も産まれてくる子が親の国籍と、生まれた国の国籍の両方を持つことになります。

最初に言いましたように、日本では二重国籍は原則として認められていません。出生によって事実上二重国籍を持った子供がどうなるかというと、22歳の誕生日までにどちらか一つを選ばなければなりません。たとえばアメリカ人と日本人を親とする子供の場合、22歳までに自分が何人であるかを決めて、一方の国籍を放棄する、ということをしなければ

なりません。もちろんこれはあくまでも日本の法律の話であって、そうならない場合もあるのです。アメリカをはじめ多くの先進国は、二重国籍を公然と認めており、こうした国籍の放棄を強制していません。

国籍はこのように、親子関係や生れた場所、もしくはその両方で決まるわけですが、自らの意思で新しい国籍を取得することもあります。たとえば、長い間外国で暮す場合、その国の国籍がないと不便なことがたくさん出てきてしまい、その国に帰化するということがよくありますが、日本の国籍法では、日本人が外国に帰化する場合でも、日本国籍を捨てなければなりませんし、外国人が日本に帰化する場合も、出身国の国籍を捨てなければなりません。

こうしたことを踏まえて、本題に入りましょう。結論から先に言いますと、二重国籍を 認めない日本の法律は変えるべきだと思います。二重国籍者として生れて、国籍の選択を 迫られている若い人たち、日本への帰化を考えている外国人、外国籍の取得を考えている 日本人は皆私と同じ意見だと思います。なぜなら、国際化がすすむこの時代には、二つの 国籍をもつということが、色々な意味で有益であり必要だからです。問題を分かりやすく するためにメリットとデメリットに分けてみましょう。

まず、人が二重国籍をもつとどのようなデメリット、つまり厄介な問題がでてくるかを考えてみましょう。国民は国家にたいしさまざまな権利と義務がありますが、二つの国家に所属する場合、税金をどちらに納め、どちらの国から行政サービス受けるか、といった問題がでてきます。しかし、最も大きな問題は、所属する二つ国の利害が対立する場合、二重国籍者がどちらの立場をとるかという、国家への忠誠の問題です。極端な例をあげると、所属する二つの国家間で戦争が起きた場合、二重国籍者の忠誠心が問われることになります。こうした問題があるため、政治的緊張がつづく地域では、二重国籍を採用しない国があるのも事実です。

しかし戦争という例外的な状況を想定して、いつまでも禁止しつづければ、つぎに申し上げるメリットをことごとく失うことになります。

それでは、メリット、つまり二重国籍を認めることで得られる良い点とは何でしょうか。 まずは有能な人材の確保と、それによる経済的・社会的効果が挙げられます。

日本の国籍法では、たとえば仕事の都合などで海外に行ってそのまま現地に居住している日本人が、生活の必要から外国籍を取得すれば日本国籍を失います。もちろんなかには外国籍を取得しながら、このことを申告せず黙って日本のパスポートを持ちつづける人もいますが、ほとんどの場合、こうした人たちは日本に帰ってくることが困難になり、かつてもっていた日本人としての権利を失ってしまいます。しかし海外で暮らしたことのある

日本人はグローバル化した現代社会ではとても重要な経験や言語能力を持っていて、日本 社会にとってとても貴重な存在です。にもかかわらず、かれらに日本国籍を捨てさせてし まう現行制度は、日本の国益に反していると思います。

同じことは、日本への帰化を考えている外国人や、国籍の選択が迫られている若い二重 国籍者についても言えます。なかには本当は日本国籍が欲しいけれど、出身国の国籍を捨 てるのが嫌だという理由で諦めてしまう人もいます。しかしこの人たちも日本社会が今必 要としている国際的なバックグラウンドや知識、能力を持っていて、日本人になってもら うことが、日本の国益につながる場合も少なくありません。

なかでも国籍の選択が迫られている若い二重国籍者のことを考えなければなりません。 現在、東京で結婚するカップルの10組に1組が国際結婚、全国的に見ても20組に1組と 言われています。こうした国際結婚によって生れる子供はかなり多いはずで、これからも 増えていく一方でしょう。日本は急速に高齢化が進行していますが、もし二重国籍を認め れば、日本社会を支える新たな力としてこの人たちを迎えることが可能になり、ひいては、 少子化という深刻な社会問題の部分的解決にもつながるはずです。

さきほども触れましたように、国籍法を変えることはデメリットも当然ありますが、そうした問題は解決できるはずで、現に二重国籍を認める国が南米・北米、ヨーロッパ、オセアニアを中心に増えています。理由は、グローバル化した現代社会では人の国際移動の円滑化が国益につながるという一言に尽きます。日本も時代遅れの国籍法を改めて国際社会の一員になる時がきているのではないでしょうか。

それでは。